

件名	愛媛県普通河川管理条例等の一部を改正する条例
主管課	河川課、県民活動推進課、廃棄物対策課
根拠法令等	不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年6月18日公布、17年3月7日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により商業登記法の一部が改正されることに伴う規定整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 普通河川管理条例様式第7号の改正 「登記簿抄本」 「登記事項証明書」 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第4条の改正 「登記簿の謄本」 「登記事項証明書」 特定非営利活動促進法施行条例第12条及び第14条の改正 「登記簿謄本」 「登記事項証明書」 改正附則 条例施行前に交付された登記簿謄本・登記簿抄本は、登記事項証明書とみなす。 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>不動産登記法の改正概要</p> <ol style="list-style-type: none"> オンライン申請の導入とこれに伴う手続の見直し <ol style="list-style-type: none"> インターネットを使用するオンライン申請を導入 書面による申請も存続 当事者の登記所への出頭義務を廃止 登記の正確性確保のための措置 登記識別情報による本人確認手続を導入 事前通知手続（登記識別情報の提供がない場合の本人確認手続）を強化 資格者代理人による本人確認情報（資格者代理人が所定の方式により本人確認した旨の情報）等の提供により、 の手続を省略（保証制度を廃止） 登記官による本人確認調査の権限を明確化 申請時に登記原因証明情報の提供を必須化 情報処理技術の進歩に伴う規定の見直し <ol style="list-style-type: none"> 磁気ディスクの登記簿を前提とする規定を本格化 地図及び建物所在回の電子化の規定を創設 その他 <ol style="list-style-type: none"> 執行妨害のため濫用されている予告登記の制度を廃止 登記の職権更生手続及び審査請求手続の整備 <p>不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法立案改正概要 不動産登記法の施行に伴い、商業登記法について、不動産登記法と同様に出頭義務の廃止等の改正を行なう。</p>	